

新しいマイナンバーカードの記録手続きについて (マイナ免許証の継続利用ができなかった方へ)

(1) 受付場所・時間

受付場所	受付時間	
運転免許センター 2階23番窓口	月曜日～金曜日	10:00～11:00
	(平日のみ)	14:30～15:30
管轄警察署等 交通課	月曜日～金曜日	8:30～11:30
	(平日のみ)	13:00～16:00

※ 祝日及び年末年始の期間（12月29日～1月3日まで）を除く。

※ 住所地を管轄する警察署等又は運転免許センターで申請してください。ただし、松山東、松山西、松山南、伊予警察署管内に居住の方は、運転免許センターで申請して下さい。

(2) 申請に必要なもの

- 新しいマイナンバーカード
- 確認書類

ア 市町から通知された「交付通知書（免許情報記録：無）」

（写し又は市町から通知された別様式でも可）

イ 穴開け処理した旧マイナンバーカード

※ 上記ア、イが確認できれば、原則、手数料及び顔写真の提出は不要。



新しいマイナンバーカードに免許情報が記録されなかった場合、市町の窓口で穴開け処理した旧マイナンバーカード（免許情報記録済みのもの）を携帯していれば、一時的な措置として、免許証不携帯の交通違反としては取り扱いませんが、**速やかに**運転免許センター等で上記手続きをしてください。

問い合わせ先：運転免許センター（平日 8:30～17:15）

(089) 978-4141 又は (089) 978-4142

愛 媛 県 警 察